

長野県と株式会社モンベルとの包括連携協定

長野県（以下、「甲」という。）と株式会社モンベル（以下、「乙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が緊密な相互連携のもと、アウトドア活動等の促進により、社会が直面する課題に対応し、長野県内の地域活性化と県民生活の向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) 自然体験の促進による環境保全意識の醸成と自然環境の保全に関すること
- (2) 子どもたちの生きる力の育成に関すること
- (3) 自然環境を活かした健康増進に関すること
- (4) 防災意識・災害対応力の向上と災害時の協力・連携に関すること
- (5) 地域の魅力発信とエコツーリズムの促進による地域経済の活性化に関すること
- (6) 農林水産業の活性化に関すること
- (7) 高齢者や障がい者も含めた自然体験活動の促進に関すること

2 前項各号に定める事項を効果的に促進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、1年間更新され、その後も同様とする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかから協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第5条 この協定の定めのない事項又はこの協定の定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年3月23日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県知事 **（自署）**

乙 大阪府大阪市西区新町2丁目2番2号

株式会社モンベル代表取締役会長 **（自署）**